

2008年12月5日

社会保障審議会介護給付費分科会

分科会長 大森 彌 殿

社会保障審議会介護給付費分科会

委員 久保田 政一

「平成21年度介護報酬改定に関する審議報告(たたき台)」に対する意見

平成21年度介護報酬改定の審議報告における基本的考え方、または今後の検討課題等に、以下のような意見を反映することを要望いたします。ご高配の程、よろしくお願い致します。

1. 介護保険制度の持続可能性の確保

介護報酬引上げや今後の高齢化進展に伴う給付増などを踏まえ、引き続き介護保険制度の持続可能性の確保に向けて、財政面からの視点をもつことが求められる。今般、暫定的に国費により被保険者負担の軽減措置は講じられる方向ではあるが、中長期的な保険料負担や利用者負担への影響を見据えることが必要である。介護保険制度の持続可能性の確保と経済との整合性、さらには、保険料を負担する者の視点も踏まえつつ、給付の重点化を図るとともに、効率的かつ適正なサービス提供を進めるという課題認識を盛り込むべきである。

2. 経営規模に着目した介護報酬上の対応

介護従事者の人材確保・処遇改善にあたっては、審議報告に指摘されているように、「経営の効率化への努力を前提としつつ経営の安定化を図ることが必要」と考える。経営規模による影響に着目した介護報酬上の対応については、あくまでも規模拡大が困難な地理上の制約や介護保険制度上の制約に係

るところに限定した議論であったと理解している。本来、経営規模は事業者の選択によるものであり、小規模であることのみに着目した優遇措置は、経営の効率化に向けたインセンティブとはなりえない。今回、一部に暫定的に規模に着目した報酬対応を行うとしても、それは時限的な措置とするべきである。

3. 報酬体系の複雑化

サービスの質の向上と介護従事者対策に係るきめ細かな対応という観点から、今回様々な加算の新設が盛り込まれている。また、サービス内容自体が多様化していくなかで、結果として報酬体系の複雑化が進んでいる。利用者の自己選択という制度創設の趣旨から、また事業者の事務負担軽減の観点からも、介護報酬体系は、本来はシンプルでわかりやすいことを基本とすることが求められる。そのうえで、事業経営の効率化やサービスの質向上に向けたインセンティブを報酬上に設定するなど、バランスのよい構成を目指していくべきである。現在の個別事業別の収支差に着目した改定に係る検討手続きも含め、介護報酬のあり方自体を機能横断的な視点に立ち中期的に検討していく旨、盛り込むべきである。

4. 新予防給付および地域支援事業の実態把握と検証

基本的考え方に「平成 18 年度に新たに導入されたサービスの検証・見直し」があげられているが、新予防給付および地域支援事業については、ケアプラン作成に係る労働時間の投入量を比較する資料が提示されたに留まる。地域包括支援センターの業務実態、課題、地域別の特性等を把握した上で、介護保険として賄うべき範囲など、幅広く具体的に検証を進めることが必要である。介護保険法附則第 2 条に即し、費用対効果の観点から引き続き検討していく旨、盛り込むべきである。

以 上